

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年8月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300033号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300004号

第1 結論

昭和55年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和59年3月まで

私は、昭和57年11月頃にA市役所かB市役所の窓口において国民年金の加入手続を行い、金融機関の窓口において昭和55年*月分まで遡って国民年金保険料をまとめて納付した。その後は昭和59年3月分まで定期的に保険料を納付していたが、現在所持する年金手帳が再交付された際に、それまでの納付記録が引き継がれなかったようなので、調査の上、請求期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者が現在所持する国民年金手帳記号番号(*) (以下「記号番号」という。)は、昭和59年4月に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日の記録によると、請求者は同年6月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

上記加入時点において、請求期間のうち昭和55年*月から昭和57年3月までの期間は既に時効であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与していたとする請求者の母は既に亡くなっており、当時の加入状況及び納付状況等を確認することができない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者が現在所持する記号番号以外の記号番号を確認することができない上、請求期間においてA市及びB市並びに請求者が20歳当時に居住していたと主張するC市に払い出された記号番号について、払出簿を目視で確認したが請求者のものと思われる記号番号は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。